

要望事項	1 2 産業労働局
	(1) 農業振興対策の推進

(要 旨)

町村において農業は地域振興のうえで欠かせないものであり、次の事項について推進されたい。

- ① 農村総合整備事業の事業量の確保
- ② 土地改良事業の充実
- ③ 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化
- ④ 農業委員会に対する財政措置の充実
- ⑤ 農業改良普及センターの拡充強化、普及指導員の常駐及び指導事業の強化
- ⑥ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充強化
- ⑦ 畜産振興に向けた牧場の整備促進
- ⑧ 遊休農地対策事業として「農地の保全と利活用促進事業」の充実
- ⑨ 新規就農者支援体制の強化
- ⑩ わさび田の造成と後継者の育成強化について

(説 明)

- ① 農道や農業集落排水の整備により、農業生産の向上と水質保全を図るとともに、集落内の環境整備を総合的に実施することが必要である。

また、着実な事業推進を図るため、必要な事業量に見合う都費負担分の財源を確保することが必要である。

- ② 町村地域においては、農地が狭あいなため基準面積に達しない地域が多いので、都単土地改良事業の補助基準面積の一層の引き下げ（2ヘクタール→1ヘクタール）を図る必要がある。

また、畑地の農業用水の安定確保を図るため、技術指導及び財政支援とともに現在事業化されているものの早期完成と、調査中のものの事業促進が必要である。

- ③ 平成26年2月に未曾有の降雪があり、ワサビ田施設（獣害用防護ネット、モノレール）の倒壊等雪害による甚大な被害が発生した。

地球温暖化等の影響により年降水量が増加すると予測されており、今後、大雪による被害や台風、集中豪雨による農産物への被害拡大の可能性も高くなることを見込まれる。

については、雪害や台風、集中豪雨による農産物被害が発生した場合には、ワサビ田防護ネット及びモノレール等の施設の撤去復旧を総合的に速やかな対応を図るため補助事業の制度改善が必要である。

なお、島しょ地域においては、花卉等の荷傷み防止のため、冷蔵倉庫、保冷コンテナの施設整備が必要である。

- ④ 農業委員会の活動強化のための事業費補助について、より一層内容を充実し、地域における農政問題への取り組みを推進することが必要である。
- ⑤ 離島特別技術指導事業等による普及指導員の派遣は大変効果をあげているので、常駐し、指導を充実することが必要である。
- ⑥ 農業振興には、バイオテクノロジーを始めとして、品種改良等の試験研究を強化促進するとともに、技術指導の充実が必要である。
- ⑦ 島しょの畜産業が衰退しつつあり、畜産振興を図るためには、公営牧場の施設整備の充実が必要である。
- ⑧ 遊休農地対策は、農政の重要な課題として様々な施策が展開されているが、農家の高齢化などにより明確な打開策は未だ見出せないのが現状である。各町村の地域特性を活かした遊休農地対策事業の促進を図る必要がある。
- ⑨ 離農及び高齢化等により、農業者の減少は著しい。一定量の出荷がないと、市場より産地として認識されない。新規就農者確保のため、研修センターの開講、支援制度の確立に向けて努力している。
- ⑩ 奥多摩町では奥多摩山葵栽培組合、東京都西多摩農業改良普及センターの協力により遊休農地解消、また後継者育成や栽培技術の伝承を目的に奥多摩わさび塾を開講し、50人の卒業生を輩出している。

平成28年度は、国の山村活性化交付金を活用し、わさび田の調査を実施し、わさび塾卒業生や新規就農者に情報提供を行なうが、耕作が行われていないわさび田については荒廃が進んでいるため、わさび田の造成等が必要である。

このため、わさび塾等の運営に要する費用やわさび田の造成に要する費用等の支援が必要である。

要 望 事 項	1 2 産業労働局
	(2) 農業振興に係る基盤整備事業の促進

(要 旨)

農業の効率化、低労力化、施設営農を推進するために、農業用水の確保及び小規模農道の整備を促進されたい。

(説 明)

河川のない島しょ地域において、農業用水の確保は最も重要な農業振興対策のひとつであり、更に、農業の高効率化を図るうえで、圃場^{ほじょう}へのアクセス道の整備は必要不可欠なものである。

また、高齢化の流れの中で、遊休農地を有効利用するためには、農業用インフラの整備を促進し、新規就農や利用集積を図っていく必要がある。

このことから、農業用水の確保及び小規模農道整備を促進し、農業の基盤整備を図る必要がある。

要望事項	1 2 産業労働局（環境局）
	（3）有害鳥獣等駆除対策の実施

（要 旨）

有害鳥獣・森林病虫害等の駆除、防除等について、次の事項を早急を実施されたい。

- ① 農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン等）の駆除、防除対策の推進、東京都農作物獣害防止対策事業の充実
- ② 森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ）等の防除対策に対する指導及び助成の充実
- ③ 椿林害虫（ハスオビエダシヤク、茶毒蛾）の防除対策に対する指導援助
- ④ 白蟻（イエシロアリ）の駆除、防除対策に対する指導援助
- ⑤ 一般狩猟でのツキノワグマの捕獲禁止に対する対策の強化と対策実施市町村への財政支援強化

（説 明）

農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン等）及び森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ）・椿林害虫（ハスオビエダシヤク、茶毒蛾）・白蟻（特にイエシロアリ）等の被害は、一旦発生した場合には、甚大なものとなるので、適切な措置を講じるとともに、環境や生態系を配慮した駆除、防除方法の研究も必要である。

なお、都では、ツキノワグマの保護のため一般狩猟での捕獲が禁止となっている。貴重、希少となったツキノワグマを保護するため、生息頭数調査を毎年継続して実施し、調査結果に基づいた早急な保護管理計画の策定することが必要である。

しかし、平成26年はツキノワグマによる山での人身被害が発生し、また平成27年は奥多摩駅に近い保育園付近でも出没情報があるなど、人的被害など重大事故にも繋がりがねない懸念があることから、ツキノワグマとの軋轢回避のための対策を講じる必要がある。目撃情報等があった場合、地元猟友会に依頼して現地の調査、見回り、捕獲罠の設置や場合によっては捕獲を行っているが、これら軋轢回避のための費用や捕獲罠の購入費用等の財政支援を図られたい。また、許可頭数の見直しについても検討されたい。

要望事項	1 2 産業労働局
	(4) 林業総合振興対策の充実強化

(要 旨)

林業は、町村における産業として大きな比重を占めており、また緑の保全も強く求められていることから、次の事項について積極的に措置されたい。

- ① 都施工林道の開設（間伐林道の増設）、林道維持管理の積極的な推進と予算の増額
- ② 林道開設に伴う工事延長及び林道舗装事業の採択基準の緩和
- ③ 小中沢線林道の整備（交通安全対策、落石防止対策）
- ④ 森林保全対策事業・治山事業の充実強化

(説 明)

森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、国土の保全、水源のかん養、炭酸ガスの吸収等の多様な公益的機能が高く、また、都民の観光レクリエーションの場としても重要な役割を担っている。

しかし、今日の林業生産活動は、国産材需要の減少、木材価格の低迷、労働力不足等により停滞している。また、害虫被害や風雪等による倒木被害により、森林の荒廃がますます進行している。

こうした現状を踏まえ、林業振興対策を充実強化し、総合的に推進することが必要である。

要望事項	1 2 産業労働局
	(5) 林道整備の充実強化

(要 旨)

東京都林道網に伴う計画路線の整備を促進されたい。

(説 明)

林道の整備は、林業経営、森林の適正な維持管理、森林の総合利用の推進、産業振興はもとより、獣害対策、花粉症対策、森林火災・災害防止、山岳救助の対応及び隣接県や隣接市町村との交流や活動に効果が期待できる。

しかしながら、都の林道網及び整備計画に位置付けられている計画路線が当初計画より進行していないため、都施行による早期促進が必要である。

とりわけ、奥多摩名栗秩父間道路（林道日向沢線開設事業）は、平成15年度に全体計画が見直され、整備目的を達成する前に中止となった。それに伴い、林業経営、森林の適正な維持管理、森林の総合利用の推進、産業振興、獣害（ニホンジカ等）による個体管理、花粉症対策、森林火災・災害防止や山岳救助の対応に影響がでているほか、当初期待していた埼玉県秩父市、飯能市（旧名栗村）等との交流等の活動ができない状況になっている。

そのため、再度見直しを行い、早期に埼玉県側との接続ができるよう東京都による林道整備の実施が必要である。

要望事項	1 2 産業労働局（環境局）
	（6）花粉症発生源対策の計画的な執行及び事業の改善

（要 旨）

花粉症発生源対策の事業を効率的、効果的に実施するため、次の事項を拡充されたい。

- ① 主伐事業による花粉発生源対策の充実・強化
- ② 水の浸透を高める枝打ち事業の面積拡大及び人材の育成・確保
- ③ 伐採木を活用するための加工センターの整備

（説 明）

- ① 都は、従前の「スギ花粉発生源対策事業」を平成27年度から「森林循環促進事業」へと再構築し、主伐材搬出補助事業や低コスト林業技術の普及等と主伐事業による花粉発生源対策とを統合した。「森林循環促進事業」においても主伐後の少花粉種への植え替え等、スギ花粉発生源対策を一層推進されたい。

また、ヒノキ林も含めた総合的、効果的な花粉症発生源対策の実施を図られたい。

- ② 平成27年度で終了した「花粉症発生源対策（枝打ち）事業」の後継事業として、平成28年度から「水の浸透を高める枝打ち事業」が実施されることとなった。

しかし、「水の浸透を高める枝打ち事業」は森林再生事業実施面積の7割を事業対象としているが、本事業の効果を高めるためにも、森林再生事業実施の全面積を対象とされたい。

また、枝打ち事業は高い技術と経験を必要とする作業であることから、事業実施を担う労働力についても、育成・確保するための措置を講じられたい。

- ③ 他県では、県産材加工センター等を整備しているが、西多摩地域の製材所等については、機器類等の整備が立ち遅れている。本事業で出荷された木材を製材するにあたり、他県との競争力を培えるよう、指導・機器導入補助の一層の拡充、また、加工センター等の整備を図られたい。

要望事項	1 2 産業労働局
	(7) 治山事業の整備促進

(要 旨)

崩壊した山腹の治山及び村道への土砂流失の防止のため早期整備を図られたい。

- ① 三池地区後背斜面の崩落防止のための治山事業の促進（三宅村）
- ② 村道とりが沢線への土砂流出防止のための早期整備（神津島村）

(説 明)

- ① 三池地区後背斜面は、火山ガス等により樹木などの植物が枯れ、保水能力が低下して、大雨のたびに崩落箇所が拡大していることから、早急に整備する必要がある。
- ② 村道とりが沢線の上にある神戸山の西側斜面が山腹崩壊していて、現在も進行して崩壊した岩塊や土砂が急激に道路側に接近してきている状況にあります。この道路の100m先には、遊歩道や遊泳場等の観光施設があり、シーズンには本村で一番賑わう観光スポットとなっており、交通量も多い。今後、崩壊した土砂の増加により、道路への落石や土石流等が懸念されるので、早期の整備を要望する。

要望事項	1 2 産業労働局（環境局）
	（8）木質バイオマス資源の積極的な利活用への支援

（要 旨）

木質バイオマス資源の積極的な利活用について、積極的に支援されたい。

- ① 木質バイオマスを安定した燃料価格とするための林地残材搬出用路網の整備搬出路開設技術の指導
- ② 木質バイオマス資源を地域内で循環させるシステム構築に向けた、指導及び財政支援

（説 明）

- ① 現在、様々な地球温暖化対策の取り組みが進展している中で、木質バイオマスエネルギーを活用した設備は、二酸化炭素の排出量が削減できるだけでなく、工夫次第では燃料費の削減も可能となる。また、地域資源を活用することにより地域活性化にも貢献することができる。

については、木質バイオマスを安定した燃料価格にするため、林地残材が搬出できる路網の整備及び所有者が容易に搬出でき経費を低減するため搬出路開設技術についての指導が必要である。

- ② 木質バイオマス資源を地域内で多く循環させるシステムを構築することにより、地域経済の活性化が図られる。なお、安定的に木材チップを供給するため又、木材産業に従事する人々の雇用の場を設けるためには施設整備が必要であることから、具体的な整備計画の実施に当たって財政的支援が必要である。

要 望 事 項	1 2 産業労働局
	(9) 「森づくり推進プラン」及び「森林・林業再生プラン」の推進

(要 旨)

「森づくり推進プラン」及び「森林・林業再生プラン」の着実な実施のための町村との協議と財源措置等

(説 明)

都の「森づくり推進プラン」は、都民共有の貴重な財産である森林を守り、多面的機能を発揮させるために森林循環の促進が不可欠としている。そのため、多様で包括的な森林整備の推進、効率的な林業経営の実現、多摩産材の利用拡大、協働による森づくりなどを重点的な取組としている。

町村もその一翼を担い、連携を密にして森林循環の促進に効果を上げることに力を注いでいくが、施策の展開にあたっては十分な協議を行い、必要な財源措置を行うなど、信頼関係を損なわないように事業推進を図られたい。

また、平成21年末に出された国の「森林・林業再生プラン」は、路網・作業システム整備、人材育成など実践面のみならず、森林計画制度等の制度面での改革を伴っており、森林経営計画の策定から実践的な事業の推進まで、林業事業者などにきめ細かい対応をする必要があるため、各種指導と財政支援を図られたい。

要 望 事 項	1 2 産業労働局
	(1 0) 水産業の振興

(要 旨)

山村、島しょ地域における水産業の振興を図るため、次の事項について積極的に推進されたい。

- ① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の継続と充実
 - ア 人工漁礁、大規模増殖場の設置等、漁場の整備促進及び対象の拡大
 - イ 漁業資源の枯渇防止のための栽培・管理型漁業の育成及び助成
 - ウ 漁業近代化推進施設整備事業（蓄養施設・漁船保全修理施設、製氷貯氷施設、燃油施設等）の漁業施設の整備促進
- ② 漁業専門技術指導員（普及員）制度の創設
- ③ 栽培漁業センターの拡充整備
- ④ 内水面活性化総合対策事業の充実
- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実
- ⑥ 大中型まき網漁業・底立てはえ縄漁業の違反操業漁船の監視・取り締り強化
- ⑦ 公的漁業金融制度の利用促進のための基準緩和
- ⑧ 赤ハタ放流事業に対する財政支援
- ⑨ 漁業基盤施設整備に対する財政支援
- ⑩ 漁業協同組合への財政及び人的支援
- ⑪ 都単独内水面施設整備補助事業の推進

(説 明)

- ① 東京の漁業にとって、島しょ地域は重要な地位を占めている。特に、国際的な漁業規制の強化が図られていることから、沿岸漁業の重要性が一層増してきている。
 しかし、沿岸水域では水産資源の減少が進んでいるため、資源管理型漁業の推進や漁家経営基盤の強化等により、安定的かつ魅力的な産業として、水産業を発展させていくことが必要である。
- ② 生産力の向上のために、新たな魚介漁法の開発・普及が重要であり、専門技術指導

員（普及員）制度を創設し、漁協・漁業者への指導体制を整備する必要がある。

- ③ 水産資源の減少に対応し、生産量の増大と漁業経営の安定化を図るため、栽培漁業の育成・普及を進めるとともに、拡充する必要がある。
- ④ 町に所在する漁業協同組合をはじめ都内の内水面漁業協同組合は、河川への入漁者や特設釣り場の入漁者数の激減により、経営が年々逼迫し、借入金が増加している状況にある。
については、漁業協同組合の経営の健全化、安定化を早期に図るため、指導、支援が必要である。
- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターは、都の水産業振興に大きな役割を担っていることから、研究指導の体制強化や展示内容の充実及び学習施設の整備等より一層の充実を図る必要がある。
- ⑥ 違反操業漁船の監視・取り締まり強化に対する財政支援が必要である。
- ⑦ 漁業者向けの公的金融制度については、審査基準の厳しさや事務手続の過重負担により、利用者が限られてしまっているため、審査基準の緩和と事務手続の簡素化について国への働きかけを行い、利用促進を図る必要がある。
- ⑧ 海況の変動、資源の枯渇状態で漁業は不振続きのため漁業者の生活は毎年厳しい状況が続いている。これらを解消するために、毎年度、築いそ投石事業による藻場の形成、サザエ、アワビ等の増殖事業を行い、磯根資源の復活を図ってきたところであるが、さらに、新たな事業として、赤ハタ放流事業を推進するための財政支援が必要である。
- ⑨ 生産力を向上させるために、漁業基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる危険な箇所については、緊急に整備を行う必要がある。
- ⑩ 島しょの漁業にあっては、魚価の低迷や燃料価格の高騰など非常に厳しい経営状態が続いている。今までに漁協緊急再生支援事業などで、経費の節減や事務事業の見直しなどを行いながら財政的な援助も受けてきた。しかしながら予想以上に長引く魚価の低迷、水揚高の減少などが続き、このままでは組合の破綻という最悪の事態も予想されるため、管理運営費への補助制度の創設や人的支援が必要である。
- ⑪ 内水面漁業をより普及発展させるため、国庫補助事業では事業規模が小さくて補助対象とならない、小規模の施設整備や施設改修、水産物の加工機械等整備事業を、都の単独補助事業として推進していくことが必要である。

要望事項	1 2 産業労働局（総務局・港湾局）
	（1 1）島しょにおける燃油類の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度の創設

（要 旨）

島しょ地域における燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度を創設されたい。

（説 明）

島しょ地域の住民は、地理的条件の中で、常に本土との経済的な格差を強いられており、特にガソリンについては「離島ガソリン流通コスト支援事業」により、一部、国の助成制度があるが、燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格格差は顕著であり、家計や地域経済に与える影響は非常に大きい。

また、基幹産業である漁業・農業用の燃油についても同様であり、島しょ地域の産業振興や後継者育成に大きな影響を与えている。

このことから、現状の島しょ貨物運賃補助の対象を燃油輸送費にまで拡充、及び新たな補助制度を創設し、島しょ地域の燃油類の価格安定・格差是正に取り組むことが必要である。

また、燃油類の価格安定・格差是正のための新たな制度の創設についても、国に対して強力に働きかけることが必要である。

要望事項	1 2 産業労働局（総務局）
	（1 2）サンゴ密漁船対策の実施

（要 旨）

伊豆諸島・小笠原諸島海域におけるサンゴ密漁船の監視体制を充実強化されるとともに、被害海域の漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されたい。

（説 明）

平成26年、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域に200隻以上もの中国のサンゴ密漁船が押し寄せ、違法操業、航行の妨害、ゴミの海洋投棄など、国際的な海洋秩序をまったく無視した行為を繰り返した。漁業者への操業妨害や観光事業への影響、また島に住む住民の生活を脅かし、更に生育に数10年から数100年かかると云われる赤サンゴを採り尽くすことによる海洋生態系への影響も危惧されるなど、極めて遺憾な事態が起きた。

都は、このような外国漁船の違法操業が再び行われることのないよう国に積極的に働きかけるとともに、引き続き国と協調体制をとり、伊豆諸島・小笠原諸島周辺海域の警戒・監視体制の一層の充実強化を図られたい。そのための所要の予算を確保され、漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されるよう要望する。

要望事項	1 2 産業労働局
	(1 3) サメ駆除・防除対策事業の推進

(要 旨)

サメ駆除・防除対策事業の推進、指導及び支援を図られたい。

(説 明)

島しょ地域において、において、サメの回遊が多く見かけられ、盛漁期には底釣りや網漁で獲れた魚が食害に合うなど、対策に大変苦慮している。

夏季などは、海岸付近まで回遊する様子を、多くの漁業者や遊泳者が目撃しており、いつ危害を及ぼすか危惧している状況である。

島で生活する者にとっては、水産業はもとより、観光業が主要産業であるため、このような状況は漁業者や来島者、さらには地域住民が海への不安感を募らせるばかりである。

特に、漁業者にとっては、漁獲物に被害を受けると商品価値が下がるばかりか、出漁での水揚量の減少に繋がり、直接収益の減収となる。

遊漁者は、遠方から訪れたにも関わらず、釣れた魚がサメに食べられては楽しみも減退し、旅館業者においても来島者が減ることで収益にも影響がある。このような状況を回避するためには、現在実施しているサメ防除対策事業の継続が必要である。

また、防除対策事業で捕獲したサメを原料として加工に取り組み、付加価値を付け地場産物としての特産品に位置づけるためにも支援が必要である。

あわせて未利用資源の有効活用や販売の普及により島の活性化が図られることから、都における防除対策の指導と支援が必要である。

要望事項	1 2 産業労働局
	(1 4) 総合的観光対策及び補助制度の充実

(要 旨)

町村において、観光産業は非常に重要であり、都民の観光ニーズに対応するため、総合的な観光対策の確立を図り、その積極的な推進を図られたい。

- ① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃
- ② 観光施設整備事業等補助事業の弾力的な運用
- ③ 観光施設管理運営経費補助制度の創設
- ④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援
- ⑤ 観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援
- ⑥ 在留外国人等への観光情報の提供方法の確立
- ⑦ 観光に資する森林資源整備事業の継続
- ⑧ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたインバウンド観光のための統一アプリケーションの構築
- ⑨ 宿泊事業者負担を軽減するための補助制度の創設

(説 明)

都民の憩いの場としての役割を果たしている西多摩地域及び島しょ地域において、その観光資源を活用した施設整備等の観光対策を充実させ推進することが必要である。

近年の登山・トレッキングのブーム、ラフティングやキャニオニングといった新たなアクティビティの充実等、自然を楽しむ人々や外国人観光客の増加に伴い、町村を訪れる観光客数は増加しており、多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業で観光標識の設置や施設整備、観光パンフレット等の作成を行っている。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの効果で外国人旅行者の増加が見込まれることから、ユニバーサルデザインの理念に基づいた観光用公衆トイレの整備を早急に行う事が必要である。

都補助金1/2の補助率を拡充するとともに、一町村1,000万円の限度額を撤廃されたい。

また、小笠原村については振興開発事業の補助対象に交流連携等のソフト事業も含ま

れていることから、当該事業補助の対象地域から外れている。現状では、振興開発事業のソフト事業において観光パンフレットの制作などは対象外となっているため、これまで村単費で制作してきた。平成28年7月に新おがさわら丸が就航し、今後、観光パンフレットなど様々な観光PR用の素材については改訂が必要となり経費もかかることから、当該補助事業の対象地域とされたい。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、インバウンド観光の促進が重要課題となる。観光庁が行った訪日外国人へのアンケート調査では、旅行中困ったことでは「無料公衆無線LAN環境」が36.7%となっている。

このため、Wi-Fiの整備を進めることと併せ、東京都全体の区市町村情報が掲載されたアプリケーションの構築をお願いしたい。

平成27年4月1日に改正された消防法令により、旅館等の宿泊施設に「自動火災報知設備」の設置が義務となった。宿泊施設が減ることは、更なる観光客数の減少を招く怖れがあるため補助制度の創設が必要である。

要望事項	1 2 産業労働局（総務局・環境局）
	（1 5）エコツーリズムの推進

（要 旨）

貴重な自然環境を保護するとともに、観光振興を図っていくことを目的としたエコツーリズムを推進するため、次の事項について措置されたい。

- ① エコツーリズム推進のための「庁内連絡調整会議」による総合調整の充実
- ② 東京都自然ガイド制度の充実
- ③ 「東京都版エコツーリズム」推進のための施策の充実
- ④ 町村におけるエコツーリズム推進施策に対する財政支援
- ⑤ 魅力ある観光地づくり事業（ハード及びソフト）に対する財政支援

（説 明）

- ① 各局はエコツーリズムを推進するため、様々な事業を実施しているが、これら事業の連携を図り、効率的・有効的な施策を推進するための総合調整を充実させる必要がある。
- ② 檜原村ではエコツーリズムから移住、定住者の増加に繋げようとするなど、エコツーリズムを推進している。このためには、自然ガイドの養成、育成が必須となる。ガイドの養成、派遣、フォローアップ等の制度の充実を図ることが必要である。
- ③ 「東京都版エコツーリズム」を推進するため、モニタリング調査の継続とそれに基づくルールの見直しや啓発活動など施策の充実を図ることが必要である。
- ④ エコツーリズムによる地域振興を図るためには、地域の発意と創意による地域特性を生かした施策の推進が必要であり、各町村独自の取り組みに対する財政支援が必要である。
- ⑤ エコツーリズムの推進には観光スポットの開拓、自然と調和した景観をもつまちづくり等も重要となるため、これらの事業にも財政支援、人的支援が必要である。

なお、小笠原村における観光施設整備事業補助については、振興開発事業の対象となる事業だけでなく小規模な改修工事にも適用されるよう補助対象枠の拡大を図られたい。

要望事項	1 2 産業労働局（環境局）
	（1 6）世界ジオパーク認定に向けての施策の推進

（要 旨）

世界ジオパーク認定に向けて施策を推進していく上での関係機関との調整及び財政措置を図らりたい。

（説 明）

大島町では、平成22年9月14日に関東地方初の「日本ジオパーク認定」を受けた。このことにより、最終目標として、平成30年度に「世界ジオパーク認定」を目安に、先に認定を受けている地域を上回るレベルの『ジオパーク』を目指し、低迷が続く観光産業への起爆剤として官民一体となって推進活動を継続している。

については、様々な施策をスムーズに実施していくため、東京都による関係機関との調整及び財政措置を要望する。

また、国に対して、支援体制の整備及び国庫補助事業の創設について要請されたい。

要望事項	1 2 産業労働局
	(1 7) 三宅島噴火災害復興支援施策の推進

(要 旨)

三宅島噴火災害復興支援策のため、次の事項について引き続き推進を図られたい。

- ① 漁業、農業、林業、観光業など産業振興の推進
- ② 枯損木の伐採処理及び植栽による森林再生の推進

(説 明)

① 三宅村は、平成17年2月の帰島開始後、継続して復興への取り組みを行ってきた。帰島後10年あまりが経過するが、本格的な復興には未だ道半ばである。漁業、農業、林業、観光業などの産業については、復興の要となることから引き続き強い支援施策の推進が必要である。

② 三宅村は、一連の噴火災害によって、約2,500ヘクタールにおよぶ莫大な樹木が緑を失い、現在もそのほとんどが立ち枯れ状態にある。その度合いは、火山ガスの濃度が高くなりやすい場所ほど顕著であり、雄山の頂上付近では、一片の緑の木々も見受けられない箇所も多々存在するなど、森林としての機能を果たせなくなっている。枯損木の放置は、倒木や土砂災害等といった二次災害を招く恐れがあり、極めて危険な状態である。

枯損木の伐採処理とそれに代わる木々を植樹することによって、早期に森林機能を回復させ、良好な景観を保つなど国土保全の推進を図るため、平成17年度に「三宅島緑化マニュアル」を作成し、22年度より村事業として取り組んできたところである。引き続き枯損木の伐採処理及び植栽による森林再生の推進を図られたい。

要 望 事 項	1 2 産業労働局（総務局・環境局・建設局・港湾局・教育庁）
	（1 8）小笠原諸島の希少生態系の保全

（要 旨）

小笠原諸島への移入動植物が固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 生態系保全のための外来種対策の継続・強化及び分野横断的な総合調整の実施
- ② オガサワラオオコウモリの絡まり事故防止及び食害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の実施
- ⑥ ツヤオオズアリ対策の実施

（説 明）

- ① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、ノネコ、イエシロアリ、ノヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、ツヤオオズアリ、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な外来種により、その生態系を攪乱されている。

外来種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあるなど、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もあるため、種間相互作用に配慮した対策の実施が重要である。例えば、ノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている。

希少動・植物の保全のためには、生態系を総合的に捉えた対策が必要である。都は、外来種対策の継続・強化に加え、村民生活への影響が生じる課題については分野横断的な取組が行われるよう総合調整をされたい。

また、世界自然遺産の価値を継続して守りながら、人の生活や産業との両立を図っていくためには、村民や来島者の理解を得る実効的な対策と総合的な普及啓発が不可欠である。特に、近年は土付苗の持ち込みなど農業活動に伴うリスクについても強く認識されていることから、具体的な対策を検討されたい。

- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、拡大している。一方で、農業者が設置する防鳥ネット等へのコウモリの絡まりによる傷病事故等も発生している。

村では、絡まり事故の生じない素材によるネットを使い、食害対策を実施しているが、高木の作物については対応が困難である点など、より専門的な技術が必要とされている。また、母島においてもコウモリの飛来頻度が高まっており、父島より営農面積が広い母島において、今後食害が拡大することも懸念されている。

については、オガサワラオオコウモリの生態調査を継続・強化するとともに、都において、保護に配慮した物理的防除方法の検討及び普及を図られたい。

- ③ 父島においては、ノヤギが相当数増加しており、農業被害も多く、また、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、駆除の推進を図ることが必要である。

- ④ 父島では村が「人とシロアリの住み分け」方針を継続的に実施してきたことにより、相当の成果を上げている。しかし、集落周辺や山林域では依然として固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内では都による対策が講じられているが、今後も継続対策が必要である。

また、母島では平成 10 年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を村が行っている。しかし、平成 24 年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、管理者である都が対策を講じている最中であるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた継続対策が必要である。この他、都管理地内のイエシロアリ駆除を継続的に講じて外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を講じられたい。

- ⑤ 昨年村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。兄島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類が、ネズミ類の食害によって絶滅が懸念されている。環境省によるネズミ対策が現在実施されているが、都においても、関係機関との役割分担を整理した上で、積極的に対策を実施されたい。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業や村民生活にもさまざまな被害を受けるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化しされたい。

- ⑥ 母島島内において、近年ツヤオオズアリの南崎等への侵入・拡散が確認され、固有陸産貝類の食害が報告されている。ツヤオオズアリ防除を積極的に実施されたい。

要望事項	12 産業労働局
	(19) シルバー人材センターに対する補助の充実

(要 旨)

シルバー人材センター事業に対する次の事項について補助を充実されたい。

- ① 管理運営費及び事業費に対する補助の一層の充実
- ② ワークプラザに対する財政支援

(説 明)

高齢化が著しく進んだ町村においては、地域社会を維持していくためにも、高齢者が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていける環境を作り上げることが重要である。

このため、高齢者に幅広い就業の場を提供し、その意欲と能力を活かすシルバー人材センターの充実強化が強く求められている。

① 都においては、平成19年度から新たな事業費補助制度を創設し、これまで対象としていなかった人件費や備品費も補助対象とし、複数事業の申請を認めるなど、各シルバー人材センターの積極的な取り組みを推進しているところであるが、高齢社会に対応するためにも、管理運営費及び事業費に対する補助の一層の充実が必要である。

② シルバー人材センターのワークプラザ建設をはじめ、作業場や研修施設等の設置・増改築に対する都の財政支援が必要である。